

平成 29 年第 1 回

福岡地区水道企業団議会(定例会)議案

福岡地区水道企業団

# 目次

議案第1号 平成28年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案 (第1号)

議案第2号 平成29年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案

## 議案第1号

## 平成28年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案（第1号）

△印減

（総 則）

第1条 平成28年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

第4項の(1)設備費 事業費「2,826,375千円」を「2,527,227千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

		支 出		
（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	水道用水供給事業費用	11,488,678千円	△ 253,242千円	11,235,436千円
第1項	営業費用	10,676,890千円	△ 253,242千円	10,423,648千円

（資本的収入及び支出）

第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「4,226,148千円」を「4,023,296千円」に改める。）

		収 入		
（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	資本的収入	2,730,722千円	△ 63,543千円	2,667,179千円
第1項	企業債	1,341,000千円	△ 125,000千円	1,216,000千円
第2項	国庫補助金	541,697千円	△ 50,016千円	491,681千円
第3項	出資金	847,904千円	△ 3,538千円	844,366千円
第4項	その他の資本的収入	121千円	115,011千円	115,132千円

議案第1号

(科 目)	支 出		( 計 )
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的支出	6,956,870 千円	△ 266,395 千円	6,690,475 千円
第1項 設 備 費	2,826,375 千円	△ 299,148 千円	2,527,227 千円
第6項 国庫補助金 返 還 金	- 千円	32,753 千円	32,753 千円

(企 業 債)

第6条の起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
設 備 費	1,289,000 千円	1,164,000 千円

平成29年2月3日提出

福岡地区水道企業団  
企業長 諫山 和仁

## 議案第2号

## 平成29年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案

(総 則)

第1条 平成29年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 用水供給先 福岡市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、春日那珂川水道企業団、古賀市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町、篠栗町、新宮町、宗像地区事務組合、糸島市
- 2 年間総供給水量 88,647,174 立方メートル
- 3 一日平均供給水量 242,869 立方メートル
- 4 主要な建設改良事業
  - (1)設備費 事業費 3,299,737 千円
  - (2)五ヶ山取水工事費 事業費 220,452 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道用水供給事業収益		12,350,461 千円
第1項	営  業  収  益		10,927,737 千円
第2項	営  業  外  収  益		1,422,724 千円
		支	出
第1款	水道用水供給事業費用		11,457,447 千円
第1項	営  業  費  用		10,322,885 千円
第2項	営  業  外  費  用		720,992 千円
第3項	特  別  損  失		408,570 千円
第4項	予  備  費		5,000 千円

議案第2号

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,838,845千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	1,517,150 千円
第1項	国 庫 補 助 金	719,499 千円
第2項	出 資 金	748,765 千円
第3項	その他の資本的収入	48,886 千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	7,355,995 千円
第1項	設 備 費	3,299,737 千円
第2項	五ヶ山取水工事費	220,452 千円
第3項	国営事業等負担金	30,701 千円
第4項	建 設 利 息	23,714 千円
第5項	償 還 金	3,776,391 千円
第6項	予 備 費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
牛 頸 浄 水 場 設 備 更 新 工 事	平成30年度	千円 271,871

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(構成団体からの補助金)

第8条 水源開発施設整備の支払利息にあてるため構成団体から補助を受ける金額は、131,056千円である。

(重要な資産の処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

- 1 処分する資産

種類	名称	所在地	数量	処分の態様
構築物	送水管	宗像市多禮298番地地先 外	9,015m	無償譲渡
建物	電気室棟	宗像市多禮298番地	1棟	無償譲渡
機械及び装置	計装監視盤外	宗像市多禮298番地	9基	無償譲渡

平成29年2月3日提出

福岡地区水道企業団  
企業長 諫山 和仁